

物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業

地域農業の拠点となる穀類乾燥調製施設等について、電力・燃油の掛かり増し経費の一部を助成します。

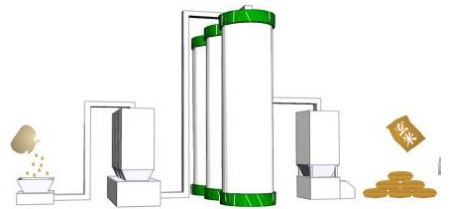
○対象

- ・ **ライスセンター**（対象作物の作業受託を行っていること）
- ・ **大規模な乾燥調製を行っている組織・経営体**
（以下「大規模経営体」という。対象作物の作付があること）

○対象作物

※令和4年12月末日までに乾燥調製された令和4年産

- ・ **水稲**
- ・ **畑作物（小麦、大麦、大豆、そば）**



○要件等

- ・ **対象作物の処理面積が合計16ha以上（南会津郡内）**

※水田においては水張面積を用いる

- ・ **令和4年産の処理において電力・燃油価格高騰を加味した作業料金の値上げを行っていないこと**

○助成

- ・ **ライスセンター、大規模経営体**

乾燥調製作業を行った玄米 1 俵当たり16円以内×処理量（俵数）

（ただし、大規模経営体は水稲の自家消費分8俵を差し引いて助成）

乾燥調製作業を行った畑作物 1 俵当たり47円以内×処理量（俵数）

※ 1 俵当たり量目：水稲は60kg、小麦は60kg、大麦は50kg、大豆は60kg、そばは45kg

【申請書類】

物価高騰に伴う乾燥調製施設支援事業(実施計画、実績報告)書

※様式は、県水田畑作課HPからダウンロードできます(12月議会議決後)。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/>

【添付書類】

- ・ 作業受託(出荷)の俵数を確認できる書類(写し)
※出荷については大規模経営体のみ
- ・ 作付面積を確認できる書類※大規模経営体のみ
水田：「経営所得安定対策等の営農計画書」の写し
水田以外の地目：作付実績書（参考様式）
- ・ 振込口座がわかる通帳等の写し

【提出先】

南会津農林事務所農業振興普及部農業振興課

〒967-0004

南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1（合同庁舎4階）

【提出期限】

令和5年1月13日（金）

【留意事項】

- 申請書の内容確認のため、申請者に連絡をする場合があります。
 - 申請書は記載内容を十分確認してから提出してください。
- ※本事業は、令和4年12月県議会の議決をもって施行しますので、御留意願います。

相談窓口 南会津農林事務所農業振興普及部農業振興課

電話：0241-62-5253

下郷町農業再生協議会

電話：0241-69-1188